

国保を支える保険料(税)

国保の保険料(税)は、県が必要となる医療給付費等の見込みをもとに、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定し、市町村に対して標準保険料率を提示します。

市町村は、提示された標準保険料率を参考に、各世帯の状況を考慮して世帯ごとの保険料(税)を決定し、徴収します。

各世帯から納付された保険料(税)は、国保事業費納付金として市町村から県に支払われます。

保険料(税)の流れ

県

各市町村の状況(国保加入者数・医療費水準・所得水準等)を考慮して市町村ごとの納付金を決定

国保事業費納付金の決定
標準保険料率の提示



国保事業費納付金の支払い

市町村

県から提示された標準保険料率を参考に、各世帯の状況を考慮して世帯ごとの保険料(税)を決定し、徴収する

<保険料(税)の計算方法>

①所得割 ②平等割 ③均等割 ④資産割

※市町村ごとに①から④の計算方法を組み合わせて決定

※市町村によって割り振り項目は異なります。

保険料(税)の賦課



保険料(税)の納付

世帯主

保険料(税)を市町村に納める

※国保に加入している40歳から64歳までの人は、国保料(税)と一緒に介護保険料も市町村に納めます

保険料(税)を滞納すると…

特別な理由もなく保険料(税)を滞納している人については、次のような措置がとられます。

①納期限までに納めないと…

- 督促をうけたり、延滞金が加算されたりする場合があります。

②滞納が続くと…

- 有効期間の短い「短期被保険者証※」が交付される場合があります。

③納期限から1年が過ぎると…

- 被保険者証を返還していただき、「被保険者資格証明書※」が交付されます。このとき医療費はいったん全額自己負担になります。後日申請により自己負担額を除いた額が払い戻されます。

④納期限から1年6か月が過ぎると…

- 国保の給付の全部または一部が差し止められます。
- 上記の滞納措置を行っても、なお滞納が続いている世帯は、国保の給付(療養費、高額療養費、葬祭費等)を受けるとき、その費用の全部または一部を、滞納保険料(税)にあてられることとなります。

※令和6年12月2日以降、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、廃止される予定です。

保険料(税)は国保の大切な財源となって、病気やけがをしたときの医療費にあてられています。いざというとき皆さんの助けとなる保険料(税)ですので、忘れずに納めましょう。

